(iii)　［略］

(イ)　［略］

(ロ)　調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

［(iv)～(vii)　略］

ニ　［略］

ホ　給食

(1)　調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

［(2)・(3)　略］

ヘ　健康管理及び安全確保

［(1)～(5)　略］

(6)　必要な医薬品その他の医療品が備えられていること。

［(7)～(13)　略］

(14)　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。

(15)　賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。

(16)　事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の二第一項において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。

(17)　事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(18)　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

(19)　［略］

(20)　施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付が行われていること。

(21)　［略］

(22)　職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。

二　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とするもの　次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ　保育に従事する者の数及び資格

(1)　保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども三人につき一人以上であること。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども五人につき一人以上であること。

(iii)　［同上］

(イ)　［同上］

(ロ)　調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

［(iv)～(vii)　同上］

ニ　［同上］

ホ　給食

(1)　調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

［(2)・(3)　同上］

ヘ　健康管理及び安全管理

［(1)～(5)　同上］

(6)　必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。

［(7)～(13)　同上］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

(14)　［同上］

(15)　施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。

(16)　［同上］

(17)　職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

二　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの人数が五人以下であり、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設　次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ　保育に従事する者の数及び資格

(1)　保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上であること。